

区のお知らせ

昭和50年 3月25日

足立区国民年金課

☎ 882-1111

国民年金特集号



ゆとりのある老後を

＝物価にスライドする国民年金で＝

若いと思っていても、私たちはいつかは年をとります。生きがいのある老後の暮らしのためには、健康や暖かい人間関係が必要なことはいうまでもありませんが、それにもうひとつ経済的な「ゆとり」がほしいものです。

収入がとだえたり、物価があがりたりして、いちばんこまるのは、働くことのできないお年よりではないでしょうか。

物価スライド制もとりいれ、老後のくらしや万一の事故があった場合にその生活を守っていくのが国民年金です。

まだ加入していない方、厚生年金などをやめたままの方は、この機会に加入して老後や万一の事故に備えてください。

拠出年金のごあんない

あなたは加入していますか

- ◎必ず加入しなければならない(強制加入)
厚生年金や、共済組合などの公的年金制度に加入していない20歳から59歳までの日本国民。
- ◎希望で加入できる人(任意加入)
サラリーマンの奥さんや、昼間部の学生、公的年金制度の年金受給権者とその配偶者などで20歳から59歳までの日本国民。

より多い年金を希望する方は附加年金へ

より高い年金をとお望みの方に附加年金(加算年金)のしくみがあります。普通の保険料1,100円に、さらに400円を上積みして納めると、65才から受けられる年金が割増しになります。

ご希望の方は、年金手帳と印鑑をご持参のうえお近くの出張所か国民年金課へ申し出てください。

ただし、5年年金加入者と保険料免除者は除かれます。受けられる年金額は、保険料を納めた月数に200円をかけた金額です。

(例) 25年間納めたとき
 (一般分 800円×300月×1.161(スライド分)=278,640円)
 (附加分 200円×300月 (スライドなし)=60,000円)
 合計=338,640円

サラリーマンの奥さんも国民年金へどうぞ

サラリーマンの奥さんは、ご主人が勤務先で加入している厚生年金や共済組合の年金で、ある程度老後や万一のときの生活を保障されていますが、その保障は必ずしも十分とはいえません。

そこで、いまから国民年金に加入して、ご自分の年金をおもちになるようおすすめします。

サラリーマンの奥さん(20歳以上59歳未満)は、ご主人が厚生年金などに加入しているため国民年金は任意(希望)加入となり、1年以上加入するだけで老令(通算)年金がうけられます。

これは、年金をうけるための資格期間をみる場合、サラリーマンの配偶者であった期間(ご主人の厚生年金などの加入期間)も、資格期間として認められるからです。このサラリーマンの配偶者であった期間と国民年金の加入期間と合わせて、60歳までに25年以上(年令により別記「老令年金加入期間表」のとおり10年から24年に短縮されます。)に達することが必要です。

保険料は1か月1,100円で、年金額は、実際に保険料を納めた月数で計算されます。

(例) サラリーマンの奥さん(任意加入せず) 10年(通算) 国民年金(任意加入) 15年(通算) 25年 国民年金から15年分の通算老令年金 800円×180月(15年)×1.161(スライド分)=167,184円が65才から終身受けられます。

※加入の手続は、ご主人の厚生年金被保険者証または年金手帳(共通使用)と印鑑をご用意のうえ、お近くの出張所か国民年金課へ申し出てください。

再開5年年金保険料の貸付け

■申込みは3月31日までです■

すでに再開5年年金に加入されている方で、さかのぼり分の保険料の納付にお困りの方に、保険料の納付資金を次の要領でお貸しします。

- 申込資格
本人の所得が、昭和48年において、扶養親族がないときは、100万4千200円、扶養親族が1人のときは、121万1千700円、扶養親族2人以上のときは、1人増すごとに15万5千円を加算した額以内であること。
- 貸付額
昭和45年6月分から、昭和49年3月分までの保険料4万1千400円以内
※資金の貸付けは、区が本人に代わって保険料を納付することによって行ないます。
- 貸付条件
無利子、無担保、保証人不要
- 償還方法
老令年金を初めて受けた月から1年以内に、4回に分割して償還
- 受付期限
昭和50年3月31日(月)まで
- 持参するもの
国民年金手帳・老人医療証(受給者のみ)・印鑑
- 申込み・問い合わせは、区役所2階国民年金課承認係へどうぞ。

年金額は物価にスライドします

- ★昨年は、16.1%引上げられました。★
 - ★今年も昨年を上回る引上げが予定されています。★
- 年金額は、少くとも5年ごとに調整されるほか、消費者物価の変動(1年に5%以上)に応じて自動的に改定することとされているので、将来も安心です。



- ◎国民年金に加入しますと、老令年金だけでなく、右の表のようにいろいろの場合に年金がうけられます。
- ◎老令年金をうけるためには、保険料は60歳に達するまでに最低25年間納付することが必要となっておりますが、年齢によって下の表のとおり納付期間が短縮されています。

●老令年金加入期間表●

| 生年月日 | 最低必要な納付期間 |
|-------------------|-----------|
| 明治39・4・2 ~ 45・4・1 | 11 |
| 45・4・2 ~ 大正2・4・1 | 12 |
| 大正2・4・2 ~ 3・4・1 | 13 |
| 3・4・2 ~ 4・4・1 | 14 |
| 4・4・2 ~ 5・4・1 | 15 |
| 5・4・2 ~ 6・4・1 | 16 |
| 6・4・2 ~ 7・4・1 | 17 |
| 7・4・2 ~ 8・4・1 | 18 |
| 8・4・2 ~ 9・4・1 | 19 |
| 9・4・2 ~ 10・4・1 | 20 |
| 10・4・2 ~ 11・4・1 | 21 |
| 11・4・2 ~ 12・4・1 | 22 |
| 12・4・2 ~ 13・4・1 | 23 |
| 13・4・2 ~ 14・4・1 | 24 |
| 14・4・2 ~ 15・4・1 | 25 |
| 15・4・2 ~ 昭和2・4・1 | 26 |
| 昭和2・4・2 ~ 3・4・1 | 27 |
| 3・4・2 ~ 4・4・1 | 28 |
| 4・4・2 ~ 5・4・1 | 29 |
| 5・4・2 ~ 以降 | 30 |

古い未納保険料が今ならさかのぼって納められます。

■年金の受給権を確保するチャンスです■

国民年金は、加入者の年令によって、年金を受けるために最低必要な保険料の納付期間(別記「老令年金加入期間表」参照)が定められており、この期間に1ヵ月でも納め忘れがあると、将来年金が受けられなくなります。

保険料は、2年をすぎると時効となり、あとからでは納められないことになっておりますが、特例で、次の期間に限って2年をすぎた古い保険料も納められることになっております。この特別な取扱いには、国民年金に必ず加入(強制加入)しなければならない方に限られ、サラリーマンの奥さんなど希望で加入(任意加入)している方は除かれます。

将来、年金が受けられないというこのないよう、納め忘れの保険料はこの機会に納めてください。

※特別取扱期間 昭和50年12月末日まで
 ※この場合の保険料は、1ヶ月900円で納めていただきます。

納める用紙(国庫納付書)は、お近くの郵便局にそなえてつけてありますのでご利用ください。

なお、未納期間及び保険料額などがおわかりにならない方は、お気軽に区役所年金課へお問い合わせください。

明治44年4月2日以降に生まれた方で、まだ国民年金に加入していない方(ただし、強制加入者に限る。)は、いまから加入の手続をすれば、資格発生時点までさかのぼって保険料が納められます。この場合も、納める期限は昭和50年12月末日までです。この機会をお見逃しなく至急加入手続をしてください。

●拠出年金の種類●

| 年金の種類 | 受けられるとき | 対象 | 年金額 | |
|--------------------|---|--|-----------------------|---------|
| | | | 年額 | 月額 |
| 老令年金 | 保険料を納める期間は、60歳になるまで、25年以上必要です。ただし、昭和5年4月1日以前に生れたかたは、左の表のとおり24年から10年まで短縮されます。65歳から一生 | 10年 | 174,150円 | 14,512円 |
| | | 25年 | 278,640円 | 23,220円 |
| | | 40年 | 445,824円 | 37,152円 |
| 高齢者特例(5年年金に加入したかた) | 5年 | 111,456円 | 9,288円 | |
| 通算老令年金 | 他の公的年金と通算期間25年以上のかたが65歳になったとき。 | 10年年金 | 国民年金納付月数×1,200円×1.161 | |
| | | 一般 | 国民年金納付月数×800円×1.161 | |
| 障害年金 | 最近の1年以上かけ金を納めている人が、病気やケガをして身体障害者となったとき。 | 障害程度2級 | 278,640円 | 23,220円 |
| | | 1級 | 348,300円 | 29,025円 |
| 母子年金 | 最近の1年以上かけ金を納めている妻が、夫を亡くし、18歳未満の子と一緒に生活しているとき。 | 子1人 | 278,640円 | 23,220円 |
| 準母子年金 | 最近の1年以上かけ金を納めている妻の夫が、夫を亡くし、18歳未満の子と一緒に生活しているとき。 | 子2人 | 9,600円 | 800円 |
| 遺児年金 | 最近の1年以上かけ金を納めている父や母が亡くなり、18歳未満の子だけが残されたとき。 | 子3人以上 | 1人につき4,800円 | 400円 |
| かた年金 | 老令年金を受ける資格のある夫が年金を受けずに亡くなったとき60歳から65歳までの間妻に。 | 老令年金(800円×(納付月数+免除月数×1/3))×1.161の半額 | | |
| 死亡一時金 | 3年以上かけ金を納めた人が、年金を受けずに死亡したときその遺族に。 | 3年以上15年未満 17,000円 15年以上 21,000円から52,000円 附加年金を3年以上納めているとき、上の額の1/2を加算 | | |
| 附加年金(加算年金)に加入した方 | 附加年金納付月数×200円(年額) | | | |

国民年金の特色

- 物価につれて年金額もあがります。
- あなたが保険料を納めると、国もその半額を上積みして積みたてます。
- 保険料は、所得控除(社会保険料)の対象となります。
- 保険料を納めることが困難なときは免除制度があります。(但し、強制加入者のみ)
- いろいろな年金制度は通算されます。

保険料を納める方法は

区役所からあらかじめ皆様へ、金額や納める期限などが書いてある納付書をお送りします。これにより期限内のご都合のよいときに納めていただきます。

この納付書で納めるところは、都内の銀行・信用金庫・信用組合の各本支店、都内の各郵便局、区内の農協、足立区役所と第二庁舎内にある派出所となっております。つまり、どこの銀行、郵便局という指定はなく、お仕事先やお住いの近くで納められます。

納入後の領収証書は、お手数でもあなたの年金手帳といっしょに保管して下さい。



納期限はぜひお守り下さい

保険料を納期限後いつまでも未払いのままにしておきますと、

- ①あなたの将来の年金を受ける資格に関係してきます。
- ②万一、事故があったときなど、せっかくの年金が受けられず、思わぬ損をすることがあります。

このようなことから、ぜひ納期限をお守りください。

満65歳になったら老齢年金の請求を

満60歳をすぎて加入期間が終了、保険料を完納(免除期間も含まれます)された方は、満65歳になったとき、老齢年金の請求をして下さい。

手続は印鑑、年金手帳(振込先の郵便局名、銀行希望の方は預金口座番号)をご用意のうえ区役所国民年金課へおいで下さい。

なお、事情により早く年金を受けたい方は、希望すれば60歳から、減額した年金の請求もできます。

保険料の納め忘れの分は4月中に納めましょう

4月は、昭和49年度分(49年4月～50年3月)保険料の最終納期限です。納め忘れがありましたら至急、郵便局・銀行・信用金庫などに納めてください。

納付書がお手許にない方は、再発行いたしますので、ご連絡ください。

5月1日以降になりますと、お送りしてある納付書では納められなくなります。

保険料のお支払は便利な口座振替で

電気、ガス等の自動支払と同様に、金融機関があなたに変わって、ご指定の預金口座から自動的に保険料を納付するしくみです。

○取扱金融機関……銀行・信用金庫・信用組合の本、支店・農協。(郵便局は除く。)

○振替のできる預金口座…普通預金・当座預金・合同運用指定金銭信託に限りです。

○ご家族の預金口座からも振替られます。

手続きは、

○あなたの預金口座のある金融機関の窓口へ、国民年金手帳・預金通帳、通帳に使用している印鑑を持参し、お申し出ください。

保険料が納められないときは免除の手続をどうぞ

経済的事情などで、保険料を納めることが困難なときは、免除制度をご利用ください。

また、生活保護法による生活扶助、障害年金を受けているかたは、その支給を受けたときにさかのぼって保険料の納付が免除になります。

免除になれば、その間の年金額支給は1/3になりますが、年金を受ける権利は確保されます。

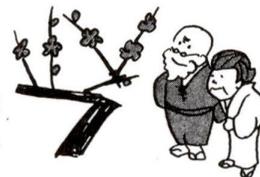
福祉年金のご案内

○国民年金は、かけ金を納めて受ける拠出年金が基本となりますが、日本国民で、この年金制度が始まったとき、すでに高齢に達していたかた、障害者や母子世帯であったかたなどのために、福祉年金があります。

○福祉年金の種類

| 年金の種類 | 受けられるかた | 年金額 | |
|---------|---|--|------------------------|
| | | 年額 | 月額 |
| 老齢福祉年金 | 明治44年4月1日以前に生れたかたが、70歳になったとき | 90,000円 | 7,500円 |
| 老齢特別給付金 | 明治39年4月1日以前に生れたかたが、70歳になるまで | 66,000円 | 5,500円 |
| 障害福祉年金 | 20歳以上のかたで、20歳未満のときや、国民年金に加入後1年以内に重度の障害(国民年金法の1～2級)に該当したかたなど | 1級 135,600円 2級 90,000円 | 11,300円 7,500円 |
| 母子福祉年金 | 国民年金に加入後1年以内に夫と死別し義務教育終了前の子が、国民年金法の1級か2級の障害者(20歳未満)と生活している母 | 子1人のとき 117,600円 子2人以上のとき 第2子 9,600円 加算 第3子から1人につき 4,800円 加算 | 9,800円 800円 400円 |
| 準母子福祉年金 | 母子福祉年金に準じ、孫または弟、妹と生活している祖母、姉など | | |

年金で
しあわせな
老後を



○福祉年金は、かけ金なしで、国が費用を全額負担するので、つぎのような所得による支給制限と公的年金受給による支給制限があります。したがって、受給権者本人、配偶者、扶養義務者のうち、だれかが限度額以上の所得があった場合は支給が停止されます。所得制限にかからない場合でも、受給権者が現に公的年金を受けているときは、その年金の種類により、つぎの限度で支給が停止されます。

(注)ここに扶養義務者とは、受給権者と同居している子供達のうち、生計維持の中心者のことです。

○所得による支給制限(昭和48年中の所得金額)

| 扶養人数 | 本人の年齢障害者 | 母子の本人 | 配偶者扶養義務者 |
|------|------------|------------|------------|
| 0人 | 500,000円 | 1,516,000円 | 5,427,500円 |
| 1人 | 598,000円 | 1,671,000円 | 5,635,000円 |
| 2人 | 753,000円 | 1,826,000円 | 5,790,000円 |
| 3人 | 908,000円 | 1,981,000円 | 5,945,000円 |
| 4人 | 1,063,000円 | 2,136,000円 | 6,100,000円 |
| 5人 | 1,218,000円 | 2,291,000円 | 6,255,000円 |

以上1人増すごとに155,000円加算

所得とは 給与所得の場合 (収入金額)-(給与所得控除額)
その他の所得の場合 (総収入金額)-(必要経費)

○公的年金受給による支給制限

| | |
|--------------|-------------------------|
| 普通恩給・厚生年金等 | 年額16万円以上の場合、支給停止 |
| 戦争公務による遺族年金等 | (戦死者の旧階級)少佐相当以上の場合は支給停止 |

○老齢福祉年金(老齢特別給付金)の請求手続きに必要なもの

| | |
|-------------------|--|
| 1 世帯全員の住民票の写し(原本) | 区役所の各出張所で、無料で交付します。(1通) |
| 2 印 鑑 | 実印でなくても結構です。 |
| 3 公的年金証書 | 公的年金等を受けている人だけが必要です。 ※公的年金とは、恩給・厚生年金(遺族年金を含む)、公務扶助料・戦没者遺族年金等をいいます。 |
| 4 所得証明書 | (1)ことし、足立区外から転入した人 (2)70歳になったとき、足立区外に住んでいた人 (3)配偶者が足立区外に住んでいる人 ※証明用紙は、区役所国民年金課・各出張所にあります。 |

(注)老齢特別給付金の請求手続をした人は、70歳になって重ねて老齢福祉年金の請求手続をする必要はありません。(70歳になった翌月分から、自動的に老齢福祉年金が支給されます。)

内線

お問合せはお気軽に

足立区役所 国民年金課 ☎(882) 1111(代)

加入・やめることは…388
かけ金のことは…396
年金をうけることは…392
その他知りたいことは…385